

意見や提案を
お寄せください

弘前市指定介護予防支援等の事業の基準等を定める 条例案骨子へのパブリックコメントを実施

国が進めている地方分権改革により、介護保険法が改正され、現在、厚生労働省で定めている介護予防支援等の事業の運営基準等を市町村が条例で定めることになりました。市ではこの基準条例の平成26年度中の策定に向け作業を進めています。このたび、条例案骨子がまとまりましたので、市民の皆さんから意見や提案を募集するため、パブリックコメント（意見公募手続き）を実施します。

▽**募集期間** 12月1日～15日（必着）

▽**方針（案）の閲覧方法**

○市のホームページ

○次の場所で閲覧

介護福祉課（上白銀町、市役所2階）、岩木総合支所総務課（賀田1丁目）、相馬総合支所民生課（五所字野沢）、市民課駅前分室（駅前町、ヒロロ3階）、市民課城東分室（末広4丁目、総合学習センター内）、各出張所

▽**対象**

①市内に住所を有する人

②市内に事務所等を有する人または団体など

③市内に勤務する人

④市内の学校に在学する人

⑤本市に対して納税義務を有する人または寄附を行う人

⑥本条例案骨子に利害関係を有する人

▽**提出方法** 指定の様式または任意の様式に、住所、氏名（法人などの場合は名称および代表者氏名）、在住・在学の区分（任意様式の場合は対象①～⑥のいずれか）、件名（任意様式のみ、「弘前市指定介護予防支援等の事業に係る基準等を定める条例案骨子への意見」など）を記入し、次のいずれかの方法で提出を。



①郵送…〒036・8551、上白銀町1の1、介護福祉課あて

②介護福祉課へ直接持参

③ファクス…38・3101

④「わたしのアイデアポスト」へ投函…市役所総合案内所、岩木総合支所総務課、相馬総合支所民生課、市民課駅前分室・城東分室、各出張所に設置

⑤Eメール…kaigo@city.hirosaki.lg.jp

※記入漏れがある場合は意見として受け付けませんので、ご注意ください。また、電話など口頭では受け付けません。

▽**意見の公表など** 寄せられた意見などは、条例制定の参考とするほか、後日集約し、氏名・住所を除き、対応状況を市ホームページで公表します。なお、個別回答はしませんので、ご了承ください。

■**問い合わせ先** 介護福祉課（☎40・7099）

あなたの力を
市民・市のために

市職員募集（幼児ことばの指導員）

▽**職務内容** 幼児の言葉などの発達に関する教育相談と指導業務

▽**資格**（次の条件をすべて満たすこと）

・昭和35年4月2日以降に生まれた人

・幼稚園教諭、小学校教諭または中学校教諭の免許を有すること（取得見込みを含む）

・特別支援学校教諭の免許（取得見込みを含む）、言語聴覚士の免許、臨床心理士の資格、臨床発達心理士の資格、特別支援教育士の資格のうちいずれか1つを有すること。

▽**採用予定** 2人

▽**試験日** 1月10日（土）

▽**試験場所** 市役所（上白銀町）

▽**試験科目** 性格検査、小論文試験、面接試験

▽**合格発表予定日** 1月30日（金）

▽**受験申込書の提出方法** 人材育成課（市役所3階、窓口302）で交付する受験申込書に必要事項を記入し、12月15日（必着）までに郵送または持参を（受け付けは、土・日曜日を除く午前8時半～午後5時）。※募集要項は、市ホームページにも掲載しています。

■**問い合わせ・提出先** 人材育成課人事評価担当（〒036・8551、上白銀町1の1、☎35・1119）

市内の事業主の
皆さんへ

個人住民税（市民税・県民税）の 特別徴収義務者を一斉指定

所得税の源泉徴収義務がある事業主は、地方税法第321条の4の規定により、個人住民税を特別徴収しなければなりません。中南地域県民局県税部と管内7市町村では、法律の趣旨を徹底するため、平成27年度から個人住民税の特別徴収義務者を一斉指定することになりました。

【**個人住民税の特別徴収とは**】

所得税の源泉徴収と同様に、事業主が従業員に毎月支払う給与から個人住民税を徴収（天引き）し、従業員に代わって納入する制度です。

【**特別徴収はこんなに便利**】

○従業員が個々に納付する手間が省ける

○納め忘れがない

○1回当たりの納付額の負担が少ない（原則年4回→年12回）

【**特別徴収を新たに希望する事業主の皆さんへ**】

毎年1月の「給与支払報告書」を提出する際に一緒に提出する、「総括表」の特別徴収希望者の欄に人数を記入するか、余白の欄に朱書きで「特別徴収希望」と記入し、市民税課（市役所2階）に提出してください。また、新たに特別徴収を希望する事業所で、1月31日までに間に合わない場合でも、2月から4月上旬まではできるだけ対応しますので、お問い合わせください。

■**問い合わせ先** 市民税課市民税第一係（☎40・7024）



市民参加型まちづくり1%システム 実施事業紹介

このコーナーでは、「市民参加型まちづくり1%システム」を活用し、実施された事業を紹介しています。今号は下記の事業です。

16

南城西町会加入と活動参加促進のためのパンフレット「みなみな南城西っ!!」製作事業

▽**実施団体** 南城西町会

▽**事業内容** 町会への加入促進と、町会活動への参加を促すため、町会をPRするパンフレットを作成し、町内の全世帯へ配布しました。掲載内容の企画やレイアウトなどのデザインは、町会有志で組織するワーキンググループで行い、読みやすく、楽しさが伝わるような紙面にしよう工夫しました。町会役員からは、パンフレットを活用した町会加入促進活動のアイデアが出されるなど、今後の町会活動に広がりを生み出す一助となりました。

▽**事業費／補助金額** 28万7,250円／24万9,000円



市民参加型まちづくり1%システム

実践セミナーを開催します

市では、1%システムの制度内容について、実際に1%システムを活用して事業を実施した採択団体の発表を通して学ぶ研修会を実施します。どなたでも参加できますので、この制度の活用を考えている人は、ぜひお越しください。

▽**とき** 12月23日（火・祝）、午後2時から

▽**ところ** 市民参画センター（元寺町）3階グループ活動室

▽**内容** 事務局からの制度内容の説明、事業内容や実施による効果などについての発表（3団体を予定）

▽**申し込み方法** 12月12日までに、電話、ファクスまたはEメール（団体名〈団体の場合〉、参加人数、参加者氏名、申込者電話番号）で申し込みください。

●本年度の募集は終了しましたが、簡単な制度の概要から具体的な書類の書き方まで、1%システムに関する質問や相談については、いつでも受け付けていますので、気軽にお問い合わせください。

■**問い合わせ先** 市民協働政策課（市役所2階、窓口254、☎40・7108、ファクス35・7956、Eメールshiminkyoudou@city.hirosaki.lg.jp）